

手順書:栄養及び水分管理に係る薬剤投与関連

26. 脱水症状に対する輸液による補正(1)

【特定行為の概要】

医師の指示の下、手順書により、身体所見(食事摂取量、皮膚の乾燥の程度、排尿回数、発熱の有無、口渴や倦怠感の程度等)及び検査結果(電解質等)等が医師から指示された病状の範囲にあることを確認し、輸液による補正を行う

【当該手順書に係る特定行為の対象となる患者】

バイタルサインの変化、出血、食事摂取量・飲水量の減少、発熱による不感蒸泄の増加、嘔吐や下痢による体液喪失、発汗、皮膚の乾燥、口渴・倦怠感等の脱水所見があり、輸液による補正が必要な患者

病状の範囲外

不安定

緊急性あり

【看護師に診療の補助を行わせる患者の病状の範囲】

基礎疾患に重症の心不全や腎不全、および重度の慢性腎臓病がない場合
心不全症状、肺うつ血による呼吸困難がない場合

担当医師に直接連絡

病状の範囲内



安定

緊急性なし

【診療の補助の内容】

脱水症状に対する輸液による補正
・脱水所見があり、電解質、腎機能等から適切な輸液製剤を選択し、適切な投与量・投与時間で投与する。
細胞外液補充液:生理食塩水、乳酸・酢酸・重炭酸リソングル液
低張電解質輸液製剤:1号液、2号液、3号液、4号液
糖質輸液製剤



【特定行為を行うときに確認すべき事項】

意識レベルの変化
バイタルサインの変化
心不全症状
肺うつ血による呼吸困難の有無
肺音聴診でラ音(crackle, wheezing)の聴取
浮腫(顔面、下腿など)の悪化
食事摂取量・飲水量の減少
発熱による不感蒸泄の増加
出血やドレーンからの排液量
尿量、IN/OUTバランス
嘔吐・下痢の有無
電解質、腎機能
CVPの数値の確認、頸静脈怒張がない
体重の変化
CRT・ツルゴール
口渴、舌の縦のしわの有無
口腔内、腋窩、鼻粘膜、皮膚の乾燥の有無

<確認事項>

異常・緊急性あり

担当医師に直接連絡



【医療の安全を確保するために医師又は歯科医師との連絡が必要となった場合の連絡体制】

担当医師に直接連絡する



【特定行為を行った後の医師又は歯科医師に対する報告の方法】

担当医師に直接連絡する
特定行為の実施を診療録に記載する